

市来湊の歴史文化を活かした地域の魅力創出事業 デジタルガイド構築業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、いちき串木野市（以下「本市」という。）が実施する「市来湊の歴史文化を活かした地域の魅力創出事業デジタルガイド構築業務」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

本業務は、市来湊及びその周辺地域に点在する歴史文化資源等について、デジタル技術を活用して整理・可視化し、市民及び来訪者がその価値や魅力を分かりやすく知ることができるデジタルガイドを構築するものである。

また、地域資源の歴史的背景や魅力をストーリー性を持って発信することで、市民の郷土への理解促進を図るとともに、来訪者の周遊促進及び地域の魅力発信につなげることを目的とする。

2 業務概要

（１）業務名

市来湊の歴史文化を活かした地域の魅力創出事業デジタルガイド構築業務

（２）業務内容

別添「市来湊の歴史文化を活かした地域の魅力創出事業デジタルガイド構築業務仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日まで

（４）履行場所

鹿児島県いちき串木野市市来湊周辺及び関連する地域

（５）委託上限額

2, 5 4 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定価格ではなく、提案上限額とする。

3 事務局

〒896－8601

鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

いちき串木野市教育委員会社会教育課文化振興係

電話 0996-21-5113 FAX 0996-36-5044

電子メール bunkal@city.ichikikushikino.lg.jp

4 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再

- 生手続開始の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しない者であること。
- (6) 過去10年以内に、Webサイト、デジタルマップ、デジタルコンテンツ等の構築又は制作に関する業務実績を有すること。

5 提案手続

(1) 手続の流れ

- ① 実施要領及び仕様書等の公表
- ② 質問受付
- ③ 参加申込書兼誓約書等提出
- ④ 参加資格確認通知
- ⑤ 提案書提出
- ⑥ プレゼンテーション審査
- ⑦ 優先交渉権者決定
- ⑧ 審査結果公表
- ⑨ 契約締結

(2) スケジュール

項 目	日 程
実施要領及び仕様書等公表	令和8年7月22日（水）
参加申込締切	令和8年8月4日（火）午後4時30分
参加資格確認通知	令和8年8月6日（木）
質問受付期限	令和8年8月18日（火）午後4時30分
最終回答日	令和8年8月20日（木）
提案書提出期限	令和8年8月21日（金）午後4時30分
プレゼンテーション	令和8年8月27日（木）午後2時00分～
優先交渉権者決定	令和8年8月下旬
審査結果公表	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年9月上旬

6 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月4日（火）午後4時30分まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。郵送の場合は提出期限までに必着とし、発送後は事務局へ電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

「3 事務局」に同じ。

(4) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- イ 類似業務実績書（様式第2号）
- ウ その他参加資格の確認に必要な書類

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、令和8年8月6日（木）までに電子メールにより通知する。
なお、参加資格を有すると認められた者のみ、企画提案書を提出することができる。

7 質問受付

(1) 受付期間

令和8年7月22日（水）から令和8年8月18日（火）午後4時30分まで

(2) 提出方法

質問票（様式第3号）により、電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後は、事務局へ電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

「3 事務局」に同じ。

(4) 回答方法

質問及び回答内容は、令和8年8月20日（木）までに随時市ホームページへ掲載する。なお、質問者名は公表しない。

また、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。

8 提案書の提出

参加資格確認を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月21日（金）午後4時30分まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とし、発送後は事務局へ電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

「3 事務局」に同じ。

(4) 提出部数

- ア 正本 1部
- イ 副本 10部

(5) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（様式第5号）

エ その他提案内容を補足する資料

※見積書には積算内訳が分かる資料を添付すること。

（6）企画提案書の内容

企画提案書には、次の事項について記載すること。

ア 本業務に対する考え方及び実施方針

イ デジタルガイドの構成及びデザインに関する提案

ウ 掲載コンテンツの整理・発信方法に関する提案

エ 利用促進及び周遊促進に関する提案

オ 管理運用及び将来的な機能拡張に関する提案

カ 業務実施体制及び業務工程

キ その他、本業務の目的達成に有効と考える提案

9 審査方法

（1）審査方法

受託候補者の選定は、「市来湊の歴史文化を活かした地域の魅力創出事業デジタルガイド構築業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

審査は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより行い、別に定める評価基準に基づき採点する。

（2）評価方法

評価点は100点満点とし、別表に定める評価基準に基づき評価する。

（3）最低基準点

評価点の合計が満点の60パーセント未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。なお、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するものとする。

（4）優先交渉権者の決定

最高得点者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点者が辞退した場合又は契約協議が整わない場合は、次順位者を優先交渉権者とすることができる。

（5）審査結果の公表

審査結果については、市ホームページにおいて公表する。

10 プレゼンテーション

（1）実施日時

令和8年8月27日（木）午後2時00分から（予定）

※開始時間、会場その他詳細については別途通知する。

（2）実施方法

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

(3) 実施時間

ア プレゼンテーション 20 分以内

イ 質疑応答 10 分程度

(4) 出席人数

説明者及び補助者を含め 3 名以内とする。

(5) 使用機器

ア パソコンは提案者が持参すること。

イ 本市は、スクリーン及びプロジェクター（HDMI 接続）を貸与する。

ウ その他必要機器については、提案者が準備すること。

(6) その他

プレゼンテーションは、提出済み提案書の内容に基づき実施するものとし、新たな資料配布は認めない。ただし、提案内容を説明するための画面表示等については、この限りでない。

11 契約

(1) 契約候補者の決定

選定委員会による審査結果に基づき、最高得点者を優先交渉権者として決定する。

(2) 契約協議

本市は、優先交渉権者と業務内容、契約条件その他必要事項について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。なお、協議の結果、仕様内容等の調整を行う場合がある。

(3) 次順位者との協議

優先交渉権者が次のいずれかに該当する場合は、次順位者を優先交渉権者として契約協議を行うことができる。

ア 契約締結を辞退した場合

イ 参加資格を喪失した場合

ウ 契約協議が整わなかった場合

エ その他契約締結が困難と認められる場合

(4) 契約金額

契約金額は、提案見積額を上限として、本市及び優先交渉権者との協議により決定するものとする。

12 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(4) 提案見積額が委託上限額を超えた場合

(5) プレゼンテーションに正当な理由なく出席しなかった場合

(6) 選定に影響を与えるような不正行為又は不当な働きかけを行った場合

- (7) 本実施要領に定める事項に違反した場合
- (8) その他、本市が不相当と認めた場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、本市は、本プロポーザルに係る審査、説明及び公表等に必要な範囲で使用することができる。なお、契約締結後の成果品に係る著作権等については、仕様書の定めによる。
- (4) 提出後の書類の差替え、修正又は再提出は認めない。ただし、本市が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (5) 本プロポーザルに係る審査内容、審査経過及び評価結果に関する問い合わせには応じない。
- (6) 本実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と関係者が協議の上決定するものとする。
- (7) 参加資格確認後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りでない。

別表 評価基準

審査項目	主な評価内容	配 点
1 本業務に対する考え方及び実施方針	業務目的を十分理解し、市来湊の歴史文化資源等の魅力発信や周遊促進につながる基本方針が示されているか。地域資源の価値を分かりやすく伝える視点を有しているか。	10
2 デジタルガイドの構成及びデザイン	利用者にとって見やすく、操作しやすいサイト構成となっているか。市来湊の歴史や地域性を感じられるデザイン、情報発信方法となっているか。	20
3 掲載コンテンツの整理・発信方法	歴史文化資源等の情報を単なる施設紹介ではなく、ストーリー性を持って魅力的に伝える提案となっているか。写真、文章、イラスト等を効果的に活用した提案となっているか。	25
4 利用促進及び周遊促進に関する提案	デジタルマップやモデルコース等を活用した周遊促進につながる提案となっているか。また、本業務の目的達成に有効な独自提案（将来的な展開を見据えた工夫を含む。）がなされているか。	25
5 管理運用及び業務実施体制	公開後の管理運用、保守対応、業務実施体制及びスケジュールが適切であり、確実な業務遂行が期待できるか。	10
6 価格評価	見積内容及び価格の妥当性	10
合計		100

※価格評価方法

価格評価点は、次の式により算出する。

価格評価点 = 最低見積額 ÷ 当該提案見積額 × 配点（10 点）

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出するものとする。